

香川県現任保育士研修基本指針

平成 2 2 年 4 月

香 川 県

香川県保育士研修協議会

第1 目的

保育所は、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図るだけでなく、入所する子どもの保護者に対する支援や地域のあらゆる子育て家庭に対する支援等を行う役割を担っている。また、保育所は、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に実施することを特性としている。したがって、保育所保育士には、入所する子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うとともに、保護者に対する保育に関する支援等を行うための高い専門性が求められている。

また近年、保育所における保育のニーズは、ますます高度化・多様化しており、発達障害などが懸念される子どもに対する適切な処遇や、家庭内児童虐待への迅速な対応など、保育所や保育士に期待される役割は従来にも増して、深化・拡大している。

こうした中、保育所が、次代を担う香川の子ども達の健やかな育ちを支えるという重要な役割を果たせるよう、保育所における保育の質を高めるためには、子ども達の保育に従事する現任保育士の一層の資質向上を図ることが必要である。

そこで、本県の現任保育士に対する全県的な研修を効果的に実施するため、本指針を策定するものである。

第2 基本方針

本県の現任保育士に対する全県的な研修は、以下の基本方針に基づいて実施するものとする。

1 関係機関・団体の役割分担と連携・協力

県、市町、保育関係団体、保育士養成施設、研修実施機関その他の関係機関・団体がそれぞれ役割を分担し、相互に緊密に連携・協力して実施するものとする。

2 体系的かつ専門的な研修の実施

職位や経験年数に応じて階層別に行う『階層別研修』と専門分野別に行う『専門別研修』に区分して体系的に実施するものとする。

3 計画的な研修の実施

各研修のテーマや実施時期が重複しないよう実施主体間で調整に努め、研修の年間実施計画を作成して計画的に実施するものとする。

4 研修受講機会の確保

研修の受講機会を確保する観点から、受講者のニーズに応じた実施回数の確保や年間実施計画の周知に努めるほか、各保育所の職場内におけるOFF-JTやOJT、SDS（自己啓発援助制度）の積極的な取組みを促進するものとする。

5 地域における人的資源の積極的な活用

県内の保育士養成施設と保育現場の相互の連携を強化する観点から、研修の実施に当たっては、地域の人的資源である県内の保育士養成施設の人材の積極的な活用に努めるものとする。

6 認可外保育施設の保育従事者等の資質向上

認可外保育施設の保育従事者等を対象とした研修区分を設け、対象となる研修の積極的な受講を勧奨する。

7 市町研修・ブロック研修・会員等対象研修等の積極的な実施等

全国団体等が実施する県外研修の積極的かつ計画的な受講のほか、市町単位やブロック単位で実施する研修、保育関係団体等が会員等を対象に実施する研修についても、積極的な実施や受講を勧奨する。

用語解説

(1)OFF-JT(Off-the-Job Training)

一定期間日常業務を離れて行う教育訓練方法。職場内の集合研修と職場外研修の2つがある。

(2)OJT(On-the-Job Training)

職場の上司（先輩）が、職務を通じて、または職務に関連させながら、部下（後輩）を指導・育成する教育訓練方法。

(3)SDS(Self Development System)～自己啓発援助制度～

職員の職場内外での自主的な自己啓発活動を職場として認知し、経済的・時間的な援助や施設の提供などを行うもの。

第3 保育士及び施設長の責務

児童福祉法、児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針には、概ね次のような保育士及び施設長の責務が規定されており、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず職員一人ひとりの資質向上と職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

- 保育士の責務：子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 施設長の責務：保育所の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。また、職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めなければならない。

【参考資料】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第48条の3

- 2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）

第7条の2 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）

第7章 職員の資質向上

第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。
- (2) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。
- (3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

- (1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の(1)（保育士等の自己評価）及び(2)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。
- (3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

- (1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。